

議第28号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年3月27日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第19条第1項第2号中「265,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の土岐市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。